

次期共同利用・共同研究拠点の認定研究施設及びその対象範囲等について

(素案)

現在、文部科学大臣が認定している国立大学の共同利用・共同研究拠点（以下、「拠点」という。）の対象は、国立大学の単独の研究施設（全部又はその一部）、又はネットワークを組む国立大学の複数の研究施設となっている。

次期拠点については、『共同利用・共同研究体制の強化に向けて（中間まとめ）－共同利用・共同研究拠点の在り方を中心に－（平成26年7月25日科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会）』を踏まえつつ、ネットワーク型拠点の形成の促進、さらには単独の拠点とネットワーク型拠点の併用などについても指摘されている。

このため、次期拠点の認定研究施設及びその対象範囲等については、前回の作業部会での意見等を踏まえ、以下の通りとする。

1. 認定研究施設の対象等

文部科学大臣の認定を受けることができる拠点は、学校教育法第143条の3に規定される研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものであることから、これまで単独の拠点及びネットワーク型の拠点については、国立大学、私立大学、公立大学を対象としてきている。

次期拠点においても、文部科学大臣が拠点として認定する研究施設の対象は変更しないが、ネットワーク型拠点の形成促進の観点から、大学共同利用機関や独立行政法人等を拠点の「連携施設※」として制度上位置付け、拠点活動の活性化等を図ることとする。

※「連携施設」とは、文部科学大臣が拠点として認定する研究施設とともに、当該拠点の一部を形成する施設。

2. 拠点の対象範囲（別紙イメージ図参照）

次期拠点の認定範囲は、これまで通り以下の3類型とする。

なお、上記1の「連携機関」については、3類型のいずれの拠点においても参画可能とする。

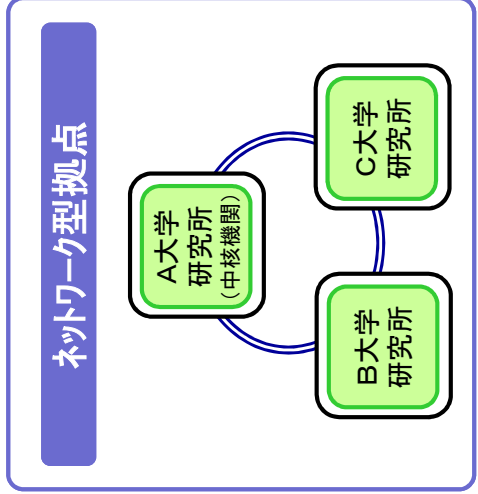
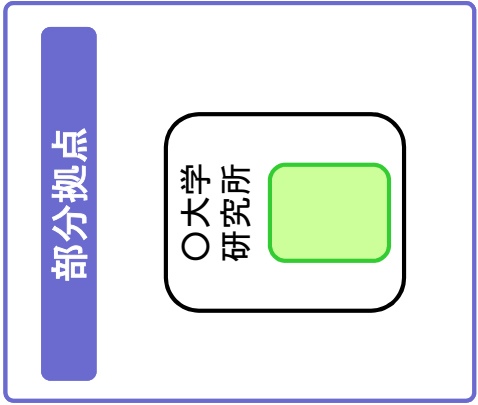
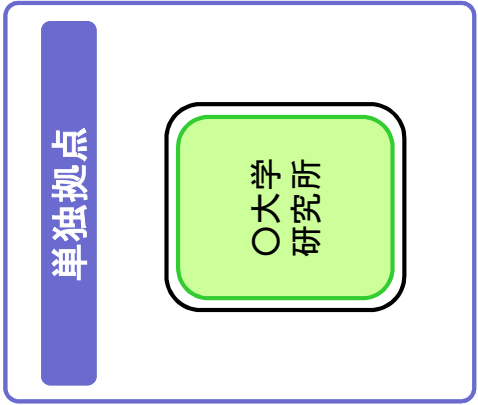
- ① 研究施設【単独拠点】
- ② 研究施設の一部【単独拠点】（部分拠点）
- ③ 複数の研究施設がネットワークを構成【ネットワーク型拠点】

3. 新規認定を受けようとする研究施設の要件

平成28年度から設置する研究施設であっても、新規認定の申請を可能とする。

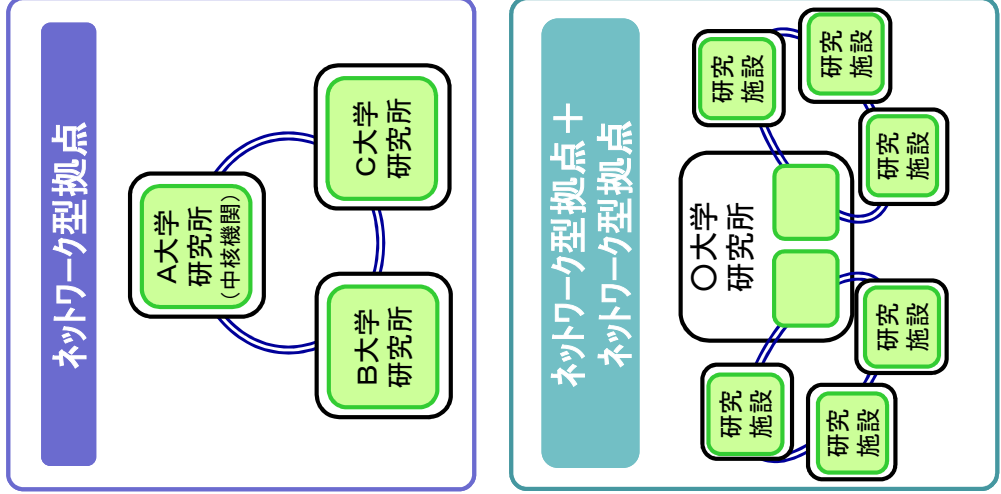
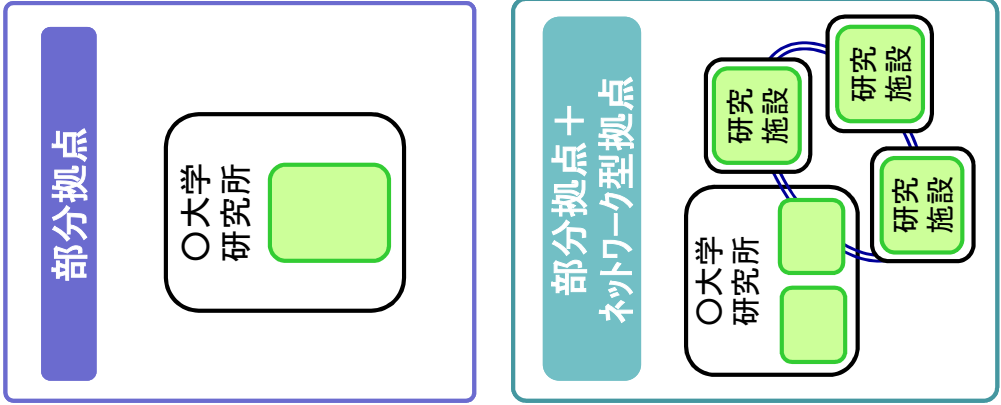
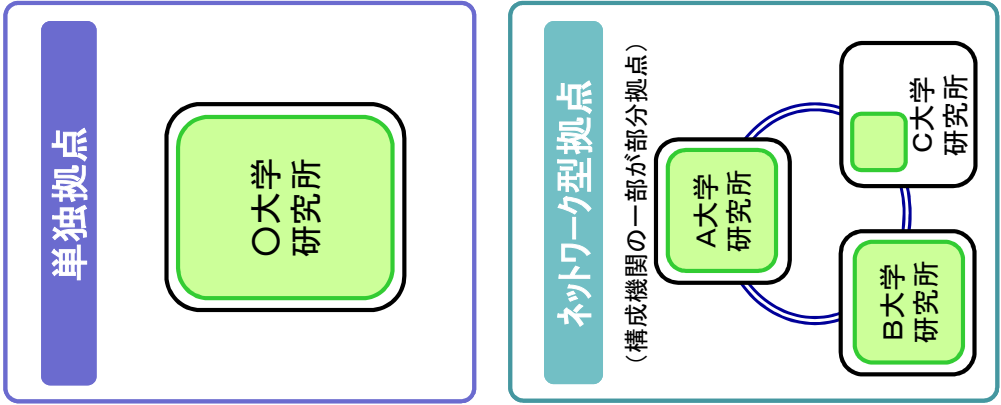
国立大学における共同利用・共同研究拠点の認定の類型について

現在の認定の類型



既存の拠点

新たな仕組みによる認定の類型例

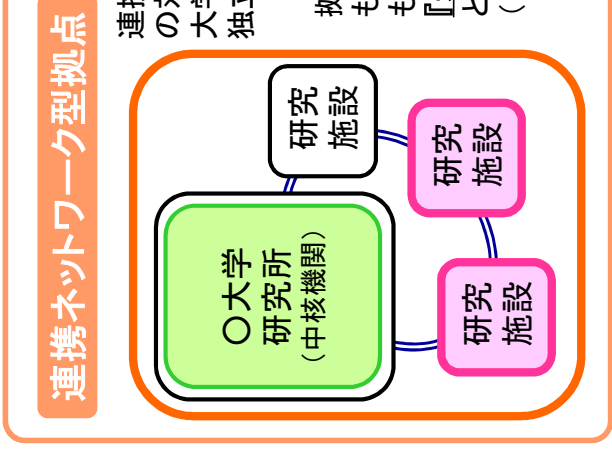


認定対象組織

認定対象外組織

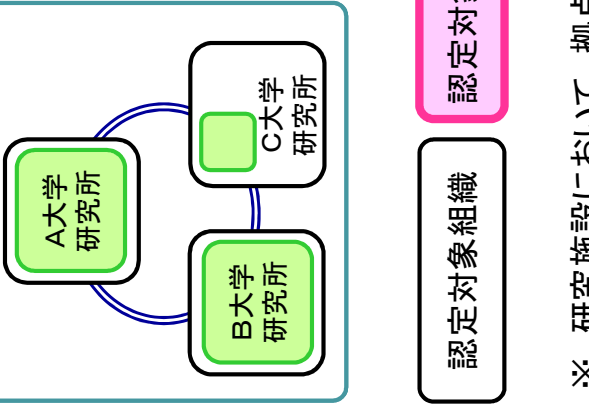
認定の範囲
(中期目標に位置付け)

連携の範囲



連携先が本拠点認定制度の対象となっていない大学共同利用機関や独立行政法人が含まれる場合

拠点認定に際して、連携先も拠点の一部を形成するものとして、全体を『連携ネットワーク型拠点』として制度上位置付ける。
(※連携先は、拠点に関する規程において『連携施設』として規定する。)



単独拠点において、拠点の一部の分野において他の研究施設と連携する場合

拠点認定に際して、連携先を単独拠点の一部を形成するものとして『連携施設』として制度上位置付ける。
(※連携先は、拠点に関する規程において『連携施設』として規定する。)

制度上可能な拠点例

※ 研究施設において、拠点認定を受けられる類型は一つとする。

※ 『連携施設』については、研究機関が設置する研究所・センター等の組織全体での参画を条件とする。

『共同利用・共同研究体制の強化に向けて（中間まとめ）－共同利用・共同研究拠点の在り方を中心に－（平成26年7月25日科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会）』（抄）

3. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた基本的考え方

(1) 拠点間連携の一層の強化

○今後の共同利用・共同研究拠点の機能強化に向け、人的・物的資源をより効果的に活用する観点、また、分野を超えた新たな学問的融合を促進する観点、さらには、分野における強み・特色がより全国的に生かされる観点からも、拠点間の連携を一層強化することが必要である。具体的には、拠点間の密接な連携により拠点総体としての機能が一層高まることを目指して、ネットワーク型での拠点形成が可能かどうか、可能な範囲で検討を促す。ネットワーク型拠点については、複数の拠点が連携し、研究目標と情報を共有し協力して研究を推進する体制を構築することにより、①学術の発展に対してより柔軟な組織編成が可能であること、②当該研究機関の規模を超えた研究に対応することが可能となること、③一分野にとどまらず、異分野融合による新分野創成などが容易となること等、我が国の学術研究の発展に貢献するものであり、今後更に推進する必要がある。ちなみに、ネットワーク型拠点は、拠点として単独で認定を受けて活動することが困難な組織にとっても、ネットワークの構成機関として拠点に加わることが可能となるものであり、その強み・特色が全国的な観点で生かされることになる点からも、我が国の研究力強化にとっては非常に有用であり、強化すべきとの視点もある。また、拠点の認定後、新たな学問分野の創成に向けて、ネットワーク型拠点を含む認定された拠点間での連携やネットワーク形成を推進する取組も必要であり、強化を図る必要性がある。

4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性

(1) 一分野多拠点に係る考え方とネットワーク型拠点の形成の促進

○拠点間の連携を促進し、資源を効率的に活用する観点から、ネットワーク型拠点の形成を促進する。具体的には、i) 既に、一分野で複数の拠点が認定されている場合、各拠点が一定の役割分担の下で相互に密接な連携を図ることが求められる（認定更新の際などに、ネットワーク型での拠点形成が可能かどうか、可能な範囲で検討を促す）。ii) 既に拠点が認定されている一分野につき、新たな拠点を認定する際は、当該分野の拠点が現在どのように機能しており、新たに多拠点を認定した場合における拠点間の役割分担とともに、拠点間相互で密接な連携がどのように図られ、多拠点が存在する効果を十分に考慮することが求められる。その場合、ネットワーク型での拠点形成が可能かどうか、可能な範囲で検討を促す。

(4) 拠点間の連携等による新たな学問領域の創成

○共同利用・共同研究拠点が拠点間の連携を更に進め、新たなネットワークを構築することで、異分野融合・新分野創成による新たな学問領域の創成や国際連携を図る必要がある。その際、同じく異分野融合・新分野創成を重要なミッションに含む大学共同利用機関法人・大学共同利用機関との関係等について、更なる検討が必要である。

○拠点間の連携促進に当たっては、共同利用・共同研究制度発足の趣旨に鑑み、国公私の設置主体を問わず、幅広い横断的な連携となるよう留意すべきである。

4. 共同利用・共同研究拠点の機能強化に向けた具体的方向性

(1) 一分野多拠点に係る考え方とネットワーク型拠点の形成の促進

- iii) 拠点認定後に、新たな学問分野の創成に向けて、拠点もしくはその一部がネットワーク形成を推進する場合、単独拠点とネットワーク型拠点の併用を可能とする。

5. 共同利用・共同研究体制の強化に向けた今後の検討課題

(2) 共同利用・共同研究拠点と大学共同利用機関法人・機関相互の位置付け及び関係

- 共同利用・共同研究体制の強化の観点から、共同利用・共同研究拠点と大学共同利用機関の連携はもとより、独立行政法人や各種研究機関との連携を図り、ネットワーク型拠点の形成を促進することはできないか。